

JETRO

特許庁委託事業

# 模倣対策マニュアル

韓国編

2012年3月



## 《権利の取得》

**相談26.** 模倣品などの対策に権利取得が有効なので、韓国で積極的に権利を取得しようと思います。模倣品対策のためにどんな権利や登録があるのでしょうか。

**回答** 模倣品に対する対策としては、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権などの知的財産権の取得及び著作権の登録、そしてドメイン名の登録を考慮することができ、保護を受けようとする目的に従って戦略的に取得しましょう。具体的には、現時点で税関の国境(水際)措置は商標権、著作権のみが対象となっており、また、デザイン権も警察や行政での取締りにおいて取締りが容易な権利であるので、機能的・技術的な商品形状については特許権と同時にデザイン権による保護も検討します。

また、ライフサイクルが短い商品の場合には、優先審査や無審査デザイン登録出願を活用して早期に権利取得します。さらに、迂回の可能性がある重要な技術やデザイン、商標の場合には、周辺の権利も獲得する戦略も検討します。

### (1) 特許権

自然法則を利用した技術的思想の創作であり、出願する前に既に世の中に知られていない内容であれば、特許権の取得を図るべきです。現在韓国の特許審査は1年程かかり、特許権を取得すれば、設定登録後に権利が発生し、出願から20年が経過するまで権利は存続します。

### (2) 実用新案権

保護を受けようとする考案が、物品に関する自然法則を利用した技術的思想の創作であって、既存の発明を改良して、より便利で有用に使えるようにした程度にすぎない小発明の場合。存続期間は10年です。

### (3) デザイン権

審美感を感じることができる物品の形状または模様については、デザイン権(意匠権)の対象となります。物品の特性上、流行性が強くライフサイクルが短い衣服類、寝具類、事務用紙製品類、包装紙、包装用容器、織物地、画像デザインはデザイン無審査登録制度を通じてより迅速な権利化が可能で、その他の物品に対してはデザイン審査登録制度を用いなければなりません。保護期間は15年間です。

### (4) 商標権

自身の商品を他人の商品と区別するために用いる記号、文字、図形、ホログラムなど一切の視覚的な表現手段は商標権として保護を受けることができます。商標権は設定登録日から10年間保護を受けることができ、10年単位で更新が可能です。

### (5) 著作権

人の思想や感情が文字、音、映像などで独創的に表現された表現物は著作権として保護を受けることができます。創作と同時に権利は発生しますが、著作権の登録を行なう

ことで、権利者、創作日または公表日などを推定することができ、第三者に対抗することが可能になります。保護期間は 50 年間です。著作権の登録は著作権委員会を通じて可能です。

#### (6) ドメインネーム登録

インターネット通信技術の発達でオンライン上でも多様な事業行為がなされており、これによりドメイン名自体が商品またはサービスの出处として機能する趨勢・傾向にありますから、ドメインネームを予め登録しておくことも考えましょう。

#### (7) その他

その他に、半導体配置設計は半導体配置設計権の登録を通じて、データベースはデータベース製作者の権利登録を通じて、コンピュータプログラムはプログラム著作権登録を通じて保護を受けることができます。

### 相談 27. 特許権を取得したいのですが。

**回答** 韓国で特許権を取得する場合、次の事項を参照して下さい。

#### (1) 先行特許の調査

既に類似の内容の特許権が存在するのかが調査してみます。調査はデータベース ([www.Kipris.or.kr](http://www.Kipris.or.kr) その他) などを利用

#### (2) 類似の内容の特許権が既に存在する場合

自社が特許を取得する可能性は低くなります。当該特許権が韓国での事業に必要であれば、特許権を買い入れて取得したり、実施許諾を受けることを検討します。

#### (3) 類似の内容の特許権がない場合

韓国特許庁に特許出願をして特許を取得します。同じ発明について日本で特許出願した場合には、1 年以内に優先権を主張して韓国にも出願します。日本で特許出願していない場合、韓国の特許庁に直接出願するか、日本の特許庁に特許出願をした後、1 年以内に韓国特許庁に出願します。さらに多くの国に出願するのであれば PCT 国際出願の活用も検討します。

#### (4) 特許出願の前に公開されている場合

日本で特許出願をする前に新聞報道や発表などで外部に技術内容が日本で公開された場合には、公開された日から 6 ヶ月以内に日本や韓国で特許出願をしなければなりません(公表について証明する書面が必要です。専門家に相談しましょう)。

日本特許庁と韓国特許庁の間では「特許審査ハイウェイ制度」(91 ページコラム参照)があり、日本特許庁で特許可能と判断された発明を有する特許出願については、この制度に基づいて申出を行うことで、韓国において簡易な手続で優先審査が受けられます。

韓国における特許権取得の手続きについては、「特許法」56 ページ及び「特許権の取得」190 ページをご覧ください。

**相談28. 商標権を取得したいのですが。**

**回答** 韓国で商標権を取得する場合、次の事項を参照してください。

**(1) 先行商標調査**

既に類似の内容の商標権が存在するのか調査することが望ましいでしょう。調査はデータベース ([http://eng.kipris.or.kr/eng/main/main\\_eng.jsp](http://eng.kipris.or.kr/eng/main/main_eng.jsp) その他) などを利用します。

**(2) 同一、類似商標が既に出願、または登録されている場合**

該当商標に対し情報提供や異議申立、無効審判や取消審判を行うか検討します。またはその商標を買い入れることも検討します。同一、類似性判断が確実ではない場合、出願しておいて審査経過を見極める必要もあります。

**(3) 同一、類似商標が先出願されていない場合には、商標出願をします。**

商標権取得のために韓国内に営業店/代理店がある必要はなく、また、韓国内で事業をすでに行なっている必要もありません。韓国内で事業展開の計画があるなら、なるべく早い時期に韓国内の代理人事務所を通じて商標出願の依頼をしましょう。ただし、商標権登録後に3年間使用実績がない場合、第三者が不使用を理由に登録取消しを請求してくることがありますから、この点には留意しましょう。

韓国における商標権取得の手続きについては、「商標法」116 ページ及び「商標権の取得」194 ページをご覧ください。

**相談29. 韓国へは日本語の商標出願はできるのですか。ハングル文字の商標出願をする必要がありますか。**

**回答** 日本語のひらがな・カタカナを含み、日本式の漢字も商標出願が可能です。過去にはひらがな・カタカナを図形として捉え文言的概念を考慮せず審査をしていた時期がありましたが、現在ではアルファベットと同じように外国語であっても韓国内の需要者らの平均的な理解度を考慮して、その概念的意味が品質表示などに該当するかなどについて審査する傾向にあります。もちろん韓国内の一般需要者が理解しにくい日本語や日本式漢字の場合はやはりそれに該当するハングル文字を上下・左右に併記することを検討する必要がありますし、また、商品の販売戦略上だけでなく模倣対策上においても日本語だけ又はハングル文字だけの商標出願についても考慮するのが望ましいでしょう。な

お、日本語とハングル文字を併記して登録を受け、実際の商品には日本語だけまたはハングル文字だけを使用した場合、故意変形使用したとして取消事由に該当する恐れがありますので、どのような態様で出願するかは現地代理人とよく相談してみることが肝心です。

**相談 30.** 韓国に商標出願をするときは、指定商品は日本と同じでいいのでしょうか。

**回答** 韓国商標法は、これまで指定商品を具体的に細分化して表記するように規定されていましたが、現在は日本と同様に包括名称からなる商品・役務も指定することができるようになりました。しかしながら、韓国特許庁の商標実務上すべての包括名称が許容されるのではなく、制限的に許容されていると考えた方がよく、出願後に複数の商品が含まれているとか不明確であるという理由で拒絶理由が出され補正書の提出を余儀なくされることが多いため、現地の法律専門家と相談しながら出願前にこのような拒絶理由を回避できるように指定商品を決めるようにしましょう。

指定商品の記載方法に関する内容は、「指定商品の記載」120 ページをご参照下さい。

**相談 31.** 中国では日本の都市名や産地名を含む商標が無断で出願されていると聞いています。韓国で日本の都市名や産地名などが含まれた商標を登録するにはどのようにしたらよいでしょう。

**回答** 日本の都市名や産地名(地理的名称)がそれだけで顕著に知られている場合には、原則的に登録を受けることができません。しかし、この地理的名称が特定商品(特産物)に対する産地を示す場合には、これを使用する法人だけが地理的表示団体標章として登録を受けることができます(日本の法人でも日本の地理的名称について取得可能です)。もしも地理的名称が顕著な名称として韓国の需要者間に認識されていない場合には、他人が韓国内で商標登録をすることを防ぐ方法はありません。したがって地域の特産物と関連して地理的名称が結合された商標は、著名性の水準に従って、一般商標として登録を受けるか地理的表示団体標章登録を受けるかを検討することになります。なお、地理的表示団体標章については 52 ページ、118 ページをご参照ください。

**相談 32.** 意匠権(デザイン権)を取得したいのですが。

**回答** 既に日本国内で販売、広告などで製品の形態が公開されている場合は、新規性を喪失したという理由で韓国でもデザイン権登録ができなくなりますが、その最初の公開

日から6カ月以内に出願すれば特例適用により登録が可能であるということに留意してください。デザインの物品の種類によっては無審査デザイン登録出願をすることができ、数ヶ月で登録になり費用も低廉です。

韓国におけるデザイン権取得の手続きについては、「デザイン保護法」101ページ及び「デザイン権の取得」198ページをご参照ください。

**相談33. 模倣品が出回っていて早急に権利化したいのですが、何か方法はありますか。**

**回答** 通常出願は出願された順に特許庁で審査に着手して登録がなされるのが原則ですが、優先審査制度を用いると審査が早く進められます(特許出願、デザイン登録出願、商標登録出願共に優先審査制度を利用することができます)。

日本特許庁で特許可能と判断された発明を有する特許出願については、日韓特許審査ハイウェイ制度(91ページコラム参照)に基づいた申出を行うことにより、韓国において簡易な手続で優先審査が受けられます。

さらに、権利取得の過程で審判に係属した場合などは、優先審判や迅速審判制度も利用できる可能性があります。

また、無審査デザイン登録出願を行えるかどうかも検討してみます。

詳しくは優先審査は74、99、111、126ページを、優先審判は88ページを、迅速審判は89、132ページをご参照下さい。

**相談34. KR ドメインネームは取得できるのでしょうか？**

**回答** 韓国内に住所を持つ者であれば国籍や事業内容などに関係なく、KR ドメインネームを取得することができます。ただし、.go や.kr など特定資格を有する機関などだけに登録を許容することもあります。

詳しくは本文250ページをご参照下さい。

**相談35. 著作権というのは取得できるのですか。**

**回答** 著作権というのは特許や商標と違い出願して権利を取得するものではありません。創作性のある著作物を著作者が制作した時点で著作権が発生するのです。ただし、著作権は登録をすることができ、著作権を登録すれば一定の登録事実、即ち、著作者、創作年月日、公表年月日などを事実として推定し、登録された著作権を侵害した者はその侵害行為に過失があるものと推定する効果が発生するので、著作権を登録すれば著作

権保護の万全を期するのにより有利です。外国人の著作権も、韓国が加入または締結した条約によって保護されます。

詳しくは「著作権の登録」140 ページをご参照下さい。

**相談 36.** 第三者が自分のアイデアを盗用して映画や広告を製作した場合、著作権侵害を主張することができますか。

**回答** 著作物となるためには、思想や感情が外部に表現されたものでなければなりませんので、アイデア自体は著作権法の保護を受けることができません。従って、いくら独創的なアイデアでもこれを具体的にシナリオとして作成しておくなど外部に向けて表現してこそ著作物として保護されます。すなわち、その独創的なアイデアからヒントを得たとしても表現の手法が違う場合には著作権侵害に該当しません。

著作物の意義及び保護範囲に関する内容は、「文学、学術及び芸術作品」54 ページ、「保護対象」134 ページをご参照下さい。

**相談 37.** 製品の写真は写真著作物として認められますか。

**回答** 製品写真も著作権法の保護を受ける著作物になる可能性はあります。しかし、製品自体を撮影した写真は、表現の創造性よりは被写体の写実的な表現に重点をおいていますので、多くの場合写真著作物に該当しません。ただし、製品写真を独創的にレイアウトするなどして全体的に創造性のあるカタログなどの場合は著作物として保護を受けられる可能性があります。

著作物の類型に関する内容は、「著作物の類型」134 ページをご参照下さい。

**相談 38.** 著作物の利用を効率的に管理できる方法はありませんか。

**回答** 著作権及び著作隣接権は、文化体育観光部の許可を受けた著作権及び著作隣接権委託管理団体に各著作物及び著作隣接物(外国の著作物を含む)を委託することによってより効率的に管理できます。これら委託管理団体は使用者から該当著作物又は著作隣接物の使用に対する使用料を徴収し、これを著作者又は著作隣接権者などに分配します。

著作権、著作隣接権の委託管理に関する内容は、「著作権委託管理」141 ページをご参照下さい。

[特許庁委託]  
模倣対策マニュアル 韓国編

[著者]  
金・張法律事務所  
金容甲（模倣対策部分）  
崔熙俊、李瓊宣（権利取得部分）  
金尚源（構成・編集）

[発行]  
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階  
TEL:03-3582-5198  
FAX:03-3585-7289

2012年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年12月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。